

**機械類貸与事業 債権管理システム設計開発業務
企画提案公募要領**

令和7年9月2日
公益財団法人沖縄県産業振興公社

1. 事業名

機械類貸与事業 債権管理システム設計開発業務

2. 事業目的

公益財団法人沖縄県産業振興公社(以下、「公社」という)では、県内の中小企業の機械設備投資を支援するため、「機械類貸与事業」(以下、「本事業」という)を実施している。

本事業は、県内中小企業が事業活動に必要な機械・設備を、公社が企業に代わって購入し、元金据置、固定金利など、様々な優遇措置を講じた上で、割賦により貸与する制度である。

参考)本事業について <https://okinawa-ric.jp/service/post-21.html>

現在使用している貸与システムは、機能面に制約があり、債権管理や決算等の業務において Excel 等を併用せざるを得ない状況となっている。そのため、システム運用の非効率性や、データの二重管理といった課題が生じている。

加えて、現行システムは Windows10 上で稼働していることから、同時に Windows11 へのバージョンアップも行い、安定的な稼働を目指す。

3. 事業期間

システム設計、構築を行い、令和8年4月1日から本稼働を想定

4. 委託業務期間

契約締結の期日から令和8年3月 31 日まで

※令和8年4月以降は、保守契約に基づく対応を想定

5. 予算額

委託料 8,500,000 円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

※企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではありません。

6. 委託業務内容

別添「機械類貸与事業 債権管理システム設計開発業務 企画提案仕様書」のとおり。

7. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または複数の法人からなるコンソーシアムとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項※の規定に該当する者でないこと。

＜地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項＞

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 本業務を履行することができる体制が整備されていること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 以下の要件のいずれにも該当する者でないこと
 - ① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - ② 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 県税、消費税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 労働関連法令を遵守していること。
- (8) コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの中に管理法人を1者置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。
管理法人は以下の要件を満たすこと。
 - ① 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
 - ② 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
 - ③ 県内において業務進捗状況や内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
- (9) 1提案者(コンソーシアムの場合は1コンソーシアム)につき、提案は1件であること。コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの構成員が単体企業として、または他のコンソーシアムの構成員として重複参加していないこと。
- (10) 業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに可能な限り沖縄県内で迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。なお、電話やメール、オンラインでの対応も可とする。
- (11) 過去5か年に、国又は地方公共団体関連業務で業務システム開発や再構築、サーバ更改等の業務を受託し、誠実に履行した実績を有していること。(契約書の写しなど、内容を確認できる資料を提示すること。)

8. 応募方法(スケジュール)

- (1) 応募期間:令和7年9月2日(火曜日)～令和7年9月 16 日(火曜日)
 - (2) 質問書提出期限:令和7年9月8日(月曜日)17 時まで
 - (3) 質問書回答期限:令和7年9月 10 日(水曜日)
 - (4) 参加申込書・企画提案書提出期限:令和7年9月 16 日(火曜日)17 時(厳守)
- ※提出書類については、「9.提出書類及び添付書類(1)(2)(3)」を参照し提出すること。
- (5) 結果通知:令和7年9月中旬

9. 提出書類及び添付書類

申請書類は原則として、日本工業標準 A4 版の電子データ(PDF)で、メールにて提出すること。

(1) 参加申込書

No	書類名	様式	提出方法
1	参加申込書	様式 1-1	電子データ(PDF) ※メールにて提出 ただし、4、7、10 は原本 1 部を提出すること
2	応募者概要書 ※コンソーシアムの場合、代表法人、構成員全員分	様式 1-2	
3	確約書 ※コンソーシアムの場合、代表法人、構成員全員分	様式 1-3	
4	誓約書 ※コンソーシアムの場合、代表法人、構成員全員分	様式 1-4	
5	開発実績表 ※契約書等、事実確認ができる書類を添付。	様式 1-5	
6	運用保守実績表 ※契約書等、事実確認ができる書類を添付。	様式 1-6	
7	履歴事項全部証明書 (登記事項全部証明書) ※発行から 3 ヶ月以内のもの ※コンソーシアムの場合、代表法人、構成員全員分	なし	
8	定款又は寄附行為の写 ※コンソーシアムの場合、代表法人、構成員全員分	なし	
9	決算報告書(貸借対照表、損益計算書)の写又はこれに類する書類(直近3期分) ※コンソーシアムの場合、代表法人、構成員全員分	なし	

10	納税証明書(直近3期分) 国税:税務署が発行する未納の税額がないことを証明する納税証明書 県税:県税事務所が発行する滞納がないことを証明する納税証明書(税目を県税全項目へ指定し、証明事項を3年間滞納処分を受けたことがないことを選択) ※発行から3ヶ月以内のもの ※コンソーシアムの場合、代表法人、構成員全員分	なし	
----	--	----	--

(2) コンソーシアム協定書等 ※コンソーシアムで応募する場合

No	書類名	様式	提出方法
1	コンソーシアム協定書の写し	任意様式	電子データ(PDF) ※メールにて提出
2	コンソーシアム構成書	任意様式	
3	委任状 ※構成員全員分	任意様式	

(3) 企画提案書

No	書類名	様式	提出方法
1	企画提案書(鑑)	様式 2-1	電子データ(PDF) ※メールにて提出
2	企画提案書 ※10「企画提案の内容」の必須記載事項の内容は必ず記載すること。	任意様式	
3	価格提案書 ※詳細が確認できる明細書を添付すること。	様式 2-2	
4	開発実施体制	様式 2-3	
5	運用保守実施体制	様式 2-4	

10. 企画提案の内容

(1) 企画提案書

- ① 別に定める機械類貸与事業 債権管理システム設計開発業務 企画提案仕様書の内容を踏まえたものとする。
- ② 情報システムの専門家以外の者にも理解できるよう、十分にわかり易く記載すること。必要に応じて、イメージ図・表・用語解説などを記載すること。
- ③ 今回のシステム構築に利用するパッケージソフトで、すでに導入実績がある場合は、画面イメージを添付すること。
- ④ 以下の企画提案書記載必須事項について必ず記載すること。記載がない場合には審査点が加点されないため留意すること。

<企画提案書記載必須事項>

ア 貴社の製品に関する標準的な機能や特徴

イ 公社の貸与及び債権管理業務の実現方法

※各業務の実現について、貴社の製品をどのように活用したらよいかご提案ください。

※現行製品で実現が難しい業務について、可能な限り安価な手法で実現できる方法があれば、ご提案ください。

ウ システム構成

※システムを実現するために必要なハードウェア(ノート PC/デスクトップ PC、プリンター、バックアップ装置(外付け HDD)等)の提供も本業務および契約に含まれます。ハードウェア設置作業やインストール作業等も契約内で行っていただきます。

※公社内の LAN には接続しないことを想定している。ただし、システム拡張性や保守要件等で必要であるならば、公社内 LAN 接続も可とするが、その場合は、費用や下記セキュリティに対するリスクも明記すること。

※バックアップは自動取得し、任意のタイミングでファイル毎のリストアできる仕組みとすること。

エ セキュリティに関する考え方

※貴社製品の機能や上記システム構成を踏まえて、公社内外からの不正アクセス(利用権限のないユーザーからのアクセスも含む)、ウィルス及びハードウェアの不調等によるデータ破損等への対策内容についてご提案ください。また、今後残るリスク内容についても明記ください。

オ データ移行の方法

※公社側で必要とする事前作業・その作業支援内容も含めてご提案ください。

※上記債権に係るデータ(貸与企業情報・口座情報・契約内容情報等)が移行データとなるが、償却債権に関する移行について、可能な限り低廉に行える方法をご提案ください。

その場合、見積りには移行費の内訳を明示ください。

カ システムの拡張性

※システムのバージョンアップ等に対する取組方法・考え方をご提案ください。

キ 保守要件

※貴社の保守に関する体制や手法等についてご提案ください。

ク スケジュール

※開発委託契約の締結から本稼働までのスケジュールをご提案ください。

⑤ 企画提案書の体裁について

日本工業標準 A4 版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じて A4 版横置き・横書きを可とする。ただし、グラフや表等は必要に応じ A3 版にするなど、見やすいよう適宜工夫すること。

(2) 価格提案書

① イニシャルコスト

ア 本システムに関する設計・開発作業費(テスト作業含む)

イ ハードウェアの設置やソフトウェアのインストール作業を含む設定費用

ウ データ移行費

エ マニュアル作成及びシステム運用者向け教育支援

② ランニングコスト

ア 運用保守

イ システムバージョンアップ時のコスト

※OS バージョンアップ対応、製品バージョンアップ対応等について、今後 5 年間で想定されるコスト項目を挙げて、金額を目安として例示ください。

11. 審査

(1) 審査項目

企画提案の審査においては、「理解度・機能面」「管理面」「定性面(信頼度・実績)」を審査項目とする。

(2) 審査方法

事務局にて、参加資格及び企画提案書について審査を行う。

(3) 結果通知

令和7年9月中旬頃、メールにて通知する。

(4) 審査対象外

次の1から4に該当する企画提案書は、審査の対象外とする。

- ① プロポーザルへの参加資格がない者からの提出された企画提案書
- ② 同一の提案者から提出された内容の異なる複数の企画提案書
- ③ 提案上限額を上回る価格提案をした企画提案書
- ④ 定められた提出方法、提出場所、提出期限等に適合しない企画提案書

12. 契約

(1) 契約の相手方

本業務の委託契約は、優先交渉権者と沖縄県産業振興公社との間で、契約内容等の協議を行い締結する。ただし、採択条件として企画提案書における業務計画、実施体制、積算等の見直しを求めることがあり、沖縄県産業振興公社と優先交渉権者との間で、協議が合意に至らなかった場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。なお、いずれの企画提案も妥当でないと判断した場合は、再公募を行うことがある。

(2) 契約締結予定時期

令和7年9月中旬

(3) 契約金額

契約金額は価格提案書に記載された金額を基に、沖縄県産業振興公社と優先交渉権者の間で協議の上決定する。

13. その他留意事項

- (1) 本プロポーザル及び本業務委託契約において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成に要する費用は、提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (3) 受託者は、提案された内容等を総合的に評価して決定する。そのため、業務を実施するにあたっては、沖縄県産業振興公社と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (4) 審査経過、審査内容等については公表しない。

- (5) 委託期間中、委託期間終了時の検査等において、委託業務の実施に関し経費の虚偽申告、過大請求等による不正受給、事業内容で盗用といった不正行為等が発見された場合、沖縄県産業振興公社は受託者に対し、委託費の一部若しくは全部の返還、新規契約の停止、受託者名及び不正内容の公表、刑事告訴等の厳しい措置をとる場合がある。
- (6) 本システムの設計に係る調整の為に公社への旅費等についても、委託料に含めるものとする。
- (7) 提出された企画提案書、選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

14. 提出および問合せ先

沖縄県産業振興公社 担当：小波津(こはつ)、平(たいら)

住所：〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター4階 401

TEL:098-859-6237

メール: taiyo@okinawa-ric.or.jp

以上